

お知らせ
News
**公共交通機関を
利用しましょう**

☎本庁舎企画政策課 内2326

近年、バスなどの公共交通の利用者が減少しています。公共交通機関を存続させるには、わたしたち一人ひとりが、公共交通を積極的に利用することが大切です。



今後、公共交通サービスを維持し、さらに充実させるためにも、ぜひ公共交通機関をご利用ください。

《バス・鉄道利用促進デー》

県では、毎月1日・11日・21日に、通勤や通学、買い物などの移動の際は、バスや鉄道を積極的に利用するよう働きかけています。

バス・鉄道利用促進デーに限り利用できるバスの回数券があります。詳しくは、各バス会社にお問い合わせください。

- 問い合わせ先
▷ジェイアールバス関東(株)白河支店 ☎④0489
▷福島交通(株)白河営業所 ☎③3151

募集
Recruit
**はじめてのフランス語講座
を開催します**

☎本庁舎企画政策課 内2326

市国際交流協会では、フランス人講師ノワロー・ジョン・パスカル氏を招いて、同講座を開催します。フランス語を初めて学ぶ方、経験者の方、フランスに興味のある方など、どなたでも参加することができます。ぜひ、お申し込みください。



- 日にち 10月7日(月)・18日(金)・23日(水)、11月13日(水)・26日(火)
- 時間 午後6時30分～8時30分
- 会場 市立図書館りづらん地域交流会議室
- 定員 30人 ※応募多数の場合、抽選
- 受講料 3,000円
※当協会会員および、その同居家族の方は600円
- 申込期限 9月24日(火)／正午
- 申込方法
電話・FAX (☎2577)・Eメールのいずれかで、氏名・連絡先・会員か一般の区別を明記のうえ、お申し込みください。
Eメール:kokusai-koryu@city.shirakawa.fukushima.jp

お知らせ
News
**国民健康保険
被保険者証の更新**

☎本庁舎国保年金課 内2172

現在使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日(月)です。新しい被保険者証を9月中旬に世帯主宛てに送付しますので、10月1日(火)からは新しい被保険者証を使用してください。なお、次の場合には届け出が必要です。

	届け出が必要な場合	持参するもの
国保加入	他の市区町村から転入した	転出証明書
	他の健康保険を脱退した	資格喪失証明書
	他の健康保険の扶養を抜けた	被保険者証
国保脱退	子どもが生まれた	被保険者証
	他の市区町村へ転出した	被保険者証
	他の健康保険に加入した	国保と健保の被保険者証
その他	他の健康保険の被扶養者になった	被保険者証
	加入者が死亡した	被保険者証
	市内で住所が変わった	被保険者証
	世帯主が変わった	被保険者証
	世帯分離・世帯合併	身分証明書
	被保険者証を紛失した	身分証明書

募集
Recruit
**あんしんメイト
養成講座を開催します**

☎本庁舎高齢福祉課 内2729

市では、認知症高齢者やその家族を対象に、傾聴や生きがい活動の支援を行うボランティア「あんしんメイト」を養成しています。ボランティア活動は2時間程度で、市の認知症地域支援推進員のサポートのもと、内容や場所など希望に合わせて行います。

- 申込期限 10月1日(火)
- 申込先 本庁舎高齢福祉課



日時	会場
①10月8日(火)／午後1時30分	中央老人福祉センター(北中川原)
②10月15日(火)／午後1時30分	市内認知症対応型共同生活介護事業所
③10月21日(月)～25日(金)／午前10時 ※期間中、1日間のみ	中央老人福祉センター
④10月29日(火)／午後1時30分	中央老人福祉センター

ボランティア活動をするためには、**認知症サポーター養成講座(9月開催)**を受講したうえで、**上記の全課程を受講する必要があります。**

お知らせ
News
**信頼される行政を推進します
情報公開・個人情報保護制度**

☎本庁舎総務課 内2312

《情報公開制度》

市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深め、市政に参加していただくために、市が保有する行政情報を請求に応じて公開する制度です。

- 情報公開を請求できる方
- ①市内に住所がある方
- ②市内に事務所や事業所がある個人・法人、その他の団体
- ③市内の事務所や事業所に勤務する方
- ④市内の学校に通学する方
- ⑤市が行う事務や事業に利害関係がある方

《個人情報保護制度》

市が保有する、個人に関する情報を適正に管理する

ルールを定め、開示および訂正などを請求する権利を保障する制度です。

- 個人情報の開示を請求できる方
どなたでも、公文書に記載されている本人に関する情報の開示を請求できます。

《請求から公開までの流れ》

公文書の公開または個人情報の開示請求は、本庁舎総務課・各庁舎地域振興課で受け付けています。

また、個人情報の内容が事実でないときや本来の目的以外の利用がなされた場合は、訂正・利用停止を請求できます。

《情報公開・個人情報開示運用状況(平成30年度)》

区分	請求件数	処理状況(内訳)				
		公開・開示	部分公開・部分開示	非公開・非開示	取り下げ	審査請求
公文書公開	12件	5件	6件	1件	0件	0件
個人情報開示	24件	18件	1件	3件	2件	0件

お知らせ
News
**水のきれいなまちに
9月10日は「下水道の日」**

☎下水道課(白河都市環境センター2階) ☎②0910

《下水道に接続しましょう》

公共下水道が整備されると、速やかに公共下水道に接続することが下水道法で義務付けられています。下水道に接続することで、家庭からの生活排水を直接下水道に流せるようになり、悪臭や害虫の発生を抑え、生活環境が改善されます。また、道路側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることにもつながります。

清潔で住みよい街にするために、下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、下水道への早期接続をお願いします。農業集落排水区域にお住まいの方も、接続のご協力をお願いします。

《皆さんに代わり、合併処理浄化槽を設置します》

将来的に公共下水道や農業集落排水の事業計画がない地域では、市が住宅や事業所などに合併処理浄化槽本体を設置し、維持管理までを行う事業を実施しています。

浄化槽本体の工事費用および浄化槽使用に伴う維持管理費用は市が負担し、使用者は流した汚水の量(水道水・井戸水の使用水量)に応じて使用料を納めます。※現在、当事業区域内で合併処理浄化槽を使用している方は、市に維持管理を委託することができます。詳しくは、お問い合わせください。

《接続の手続き》

工事は、市が定める「白河市下水道排水設備工事指定業者」「白河市浄化槽に関わる設置工事公認業者」が行います。各指定業者・公認業者へ直接お申し込みください。



▲下水道マスコットキャラクター「スイスイ」